



社会保障分野における今後の対応

令和 6 年 12 月 3 日

福岡臨時議員提出資料

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

社会保障分野における今後の対応

- 我が国は、2025年には団塊の世代が全て後期高齢者となり、2030年以降には生産年齢人口が急激に減少、2040年には高齢者人口がピークを迎え、以降、急激な人口減少社会に入っていく。こうした**少子高齢化・人口減少時代**といった時代の大きな変革期にあっても、**国民一人一人が安心して生活できる社会保障制度を構築し、しっかりと次の世代に引き継いでいく。**

働き方に中立的な年金制度の構築

- 年金制度について、**働き方に中立的な制度を目指す**とともに、**ライフスタイル等の多様化を年金制度に反映**しつつ、**高齢期の経済基盤の安定や所得保障・再分配機能の強化を図る**べく、年末の取りまとめに向けて以下の見直しを検討する（以下、現在社会保障審議会年金部会において検討を進めている事項）。
 - 被用者保険の適用に関して、企業規模要件（現行従業員51人以上）の撤廃や、常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消等
 - マクロ経済スライド（財源の範囲内で年金額を自動調整する仕組み）について、基礎年金（1階）と報酬比例部分（2階）の調整期間を一致させ、基礎年金（1階）の給付調整の期間を短縮することで、物価や賃金に連動した年金額の伸びを早期に実現（調整終了後は厚生年金受給者を含めたほぼ全ての受給者の年金の給付水準を改善）※
 - 在職老齢年金（毎月の賃金と厚生年金額の合計が50万円を超える場合に年金の一部又は全部を支給停止する仕組み）の見直し
 - 保険料や年金額の計算に用いる標準報酬月額の上限（65万円）について、負担能力に応じた負担を求めるとともに、将来の給付も増やすことが出来るようにする
 - 高齢期より前の遺族年金について、女性の就業参加等を踏まえて男女差を解消 等
- ※ 現行制度と比べて、将来的な国庫負担の増加が見込まれることから、安定財源の確保が必要。

社会保障分野における今後の対応

医療制度改革、医療・介護DX

- これまで、2025年に向けて、地域医療構想により病床の機能分化と連携を進めてきたところ、2040年頃を視野に入れ、地域医療構想の対象範囲について、**入院医療だけでなく、在宅医療、医療・介護連携、人材確保等を含めた地域の医療提供体制全体に拡大するとともに、病床機能の分化・連携に加えて、医療機関機能の明確化等について、法制上の措置を含めて検討を行い、2024年末までにとりまとめ、2025年度にガイドラインを策定する。**
- 医師偏在の更なる是正を図るため、経済的インセンティブ、規制的手法等の**総合的な対策のパッケージを2024年末までの策定に向けて検討中。**
- **かかりつけ医機能が発揮される制度**については、**令和7年度の施行**に向けた準備を着実に進めていく。
- 社会保障給付の水準が増大し、所得に占める社会保険料負担の割合が中長期的に増加傾向にあるなかで、現役世代の負担にも配慮し、社会保険料等の負担上昇を抑制することが重要な課題となっており、**高額療養費の見直しの検討など、能力に応じて皆が支え合う、全世代型社会保障の構築に向けた取組を進めていく。**
- より質の高い医療やケアを効率的に提供する体制を構築するため、医療DXの基盤であるマイナ保険証の利用促進を図りつつ、「医療DXの推進に関する工程表」に基づき、**以下の医療・介護DXの各取組をより実効的かつ一体的に進めるとともに、速やかに必要な関係法令の整備を行う。**
 - 全国医療情報プラットフォームの構築等（電子カルテ情報共有サービス、診療報酬改定DX、介護情報基盤、自治体と医療機関・薬局をつなぐ情報連携基盤（PMH：Public Medical Hub）の構築、電子処方箋の普及促進等）
 - 医療情報の二次利用の推進（医療・介護等の公的DBの利用促進（仮名化情報の利用、電子カルテ情報の二次利用等）、クラウド環境の情報連携基盤の構築、利用手続のワンストップ化等）
 - 医療DXの実施主体の整備（社会保険診療報酬支払基金の改組、国による医療DXの総合的な方針の策定等）
 - スマホ搭載などマイナ保険証の利用を促進するとともに、マイナ保険証を持たない者に対しては資格確認書を速やかに交付する

社会保障分野における今後の対応

創薬力の強化・後発医薬品の安定供給

- 以下に掲げる取組等を通じて、**我が国の創薬基盤の再構築・再強化**を図る。
 - 創薬エコシステムの構築（官民協議会の設置、創薬クラスターの強化等）
 - アカデミアシーズ等の実用化支援
 - 革新的モダリティの臨床試験実施体制等の整備・製造支援（FIH（First In Human：ヒト初回投与）試験体制等の整備等）
- 少量多品目生産による非効率的な製造等を要因とした後発医薬品の供給不安が発生していることを踏まえ、以下に掲げる取組等を通じて、5年程度の集中改革期間の中で**後発医薬品業界の産業構造改革**を強力に進めていく。
 - 企業間の連携・協力・再編を強力に後押しするために国が企業の取組を認定する枠組みの設置
 - 少量多品目生産の非効率な生産体制の解消に向けて計画的に生産性向上に取り組む企業に対する支援
 - 品目統合のための情報交換や協業、企業統合等について、独占禁止法との関係整理
 - 安定供給確保に係るマネジメントシステムについて法的枠組みを整備